京都総評第96
回定期大会
9月7日（土）
ラボール京都
10～17時

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060
秘密厳守 相談無料

第236号
2024年8月1日（木）
発行責任者　稲村
編集責任者　西浦
連絡先　075-811-6770

年休日数が少ないのでは？

相談事例①（女性 60 代・看護助手・パート・10ヶ月勤務）

昨年から週 3 日、1 日 7.5 時間働いている。途中で週 4 日働くことになったが、有給休暇が 5 日しかない。これは合法なのか？

（アドバイス）

働いて 6 カ月経過すれば有給休暇が発生します。週 3 日ならば 5 日ですが週 4 日勤務すれば 7 日でないと違法です。職場に問い合わせ、納得がいかない場合は労基署に訴えて下さい。

パワハラで仕事を辞めたい。

相談事例②（女性 30 代・配送業・派遣・2 年勤務）

契約期間は 9 月までだが職場での苛めが酷い。罵声を浴びせられたり、物を投げつけられたりした。派閥もあり人間関係も悪い。数年前のうつが再発し 2 週間ほど休んだ。今の会社を辞めたいが次の仕事を探すとき、面接でどの程度事情を伝えたらよいか。契約途中での転職は印象が良くないのではないか。

（アドバイス）

契約途中でも職場の事情で辞めることは可能です。次の仕事を探す際に、病名まで言う必要はないですが、今の仕事が自分に合っていないくらいは伝えても良いでしょう。社会保険に加入されているので 4 日以上の休業は傷病手当が出ます。今は、しっかりと休んで体調を整えることが大切です。

事故の責任を取らされる。仕事を辞めたいが。

相談事例③（男性 40 代・宅配・正規 3 年）

業務で事故を起こし、会社が加入している保険で対応したが免責料 5 万円を請求された。また、朝礼で誤配があったら 1 万円の罰金と言われた。問題ではないのか？就業規則を見たことがなく年休日数も知らされていない。こんな会社に見切りをつけて退職しようと思うが、会社からは 2 カ月前までに退職届を出すように言われているが。

（アドバイス）

事故をおこした場合の処理についての契約を確認して下さい。誤配で罰金 1 万円は法律違反の可能性があるので労基署に相談してください。就業規則を見せないのは違法です。退職する場合は民法上では 2 週間前で有効ですが、年休が 20 日以上あると思うのでそれを消化してから退職する方が良いでしょう。

上司がパワハラを繰り返す

相談事例④（男性 30 代・不動産業・正規 8 ヶ月）

店長からパワハラ発言を受けている。「給料泥棒！」「殺すぞ！」「仕事するな！」と電話や面談で毎日。この半年で 20 人辞めた。全国規模の会社で、神戸で働いている。契約書や労働条件通知書はある。パワハラしてくるのはエリアマネージャーと店長。監視カメラがあり、録音はしてない。メモはしている。今の店長に相談して、「このまま我慢するか、部署異動するか」と言わ

れたが気に入ってるので替わりたくない。その店長は「君を守ることは守る」とは言っているが。店長の上がエリアマネージャーでその上が部長。店長は部長にも話をしてくれていて、そのエリアマネージャーに注意はしてくれてるようだが、改まらない。

（アドバイス）

証拠が必要なので、録音して証拠を固める必要がある。その上で一人でも入れる労組に加入して安全配慮義務違反で改善を求める団交をするか、監督署に訴えるか、弁護士たてて労働審判などで闘うか、併用することもできる。⇒兵庫労働相談センターを紹介した。

年休を消化して辞めたいが

相談事例⑤（男性 20 代・営業・正規 4 年）

8 月いっぱいまで今の会社で働き、9 月 1 日から新しい会社に移る。自己都合退職だが、年休が 25 日溜まっている。仕事の段取り考えないなら 25 日一杯取れるが、人員配置など考えると 11 日しか取れない。会社に買取してほしいと言ったら断られた。どうしたらいいか？

（アドバイス）

時季変更権は退職時には会社にないので、年休取得届を文書で出して、会社がどう出るかを見る方法がある。25 日間いっぱいの年休申請書を例えば今日付けで書いて、手渡すか、配達証明で出す。

今から会社都合離職にならないか

相談事例⑥（女性 60 代・事務・正規 23 年）

会社に正社員として勤務して 23 年。賃金は 18 万円支給されていた。この 2 月に会社から、「定年退職してもらう。再雇用するが賃金は 8 万円・短時間勤務とし、社会保険には加入しない。この条件が嫌ならやめてもらう」と言われた。この条件では働きたくないので、本意ではないが退職することとした。会社都合の退職にならないか？

（アドバイス）

会社が同意すれば会社都合の退職となる。2 月段階で組合に加入し「労働条件切り下げ撤回」等を要求したら、それなりの成果を勝ち取ることも可能であった。離職票も提出し、退職してから 6 カ月経過した現状、「会社都合退職」だけを求めて交渉するのはかなり困難。

ボーナスを勝手にカットされた

相談事例⑦（男性 50 代・事務・その他・10 年勤務）＊当事者の知人からの電話

夏と冬のボーナスを勝手にカットされたが、こんなことは許されるのか？弟と二人暮らしをしている。「嘱託」よりも低い身分？？

（アドバイス）

不利益変更なので違法。雇用契約書・労働条件通知書等見ないと判断できないので、本人に電話してもらってください。監督署に訴える、労組加入し闘う、弁護士立てて労働審判等やり方はいろいろあります。

7 月の相談内容の特徴

相談件数（新規）は 24 件で累計 19434 件でした。

- 相談の契機はホームページ 12、団体・知人 5、ビラ 2、不明 5
- 性別は男性 10、女性 13
- 相談内容は、パワハラ 4、労働時間・休暇 3、賃金残業代 4、解雇・雇止め 3、労働条件 3、退職強要・勧奨 1，その他 6
- 組合加入は JMITU で 1 人